

バリアフリー改修工事をしたら

バリアフリー改修工事をした住宅は、固定資産税が減額されます。

既存住宅をバリアフリー改修工事した場合、次の要件に該当しますと当該住宅に係る固定資産税の翌年度分が減額されます。

減額を受けられる対象要件

住宅の要件

- ・平成 19 年 1 月 1 日以前に建築された住宅であること。(賃貸住宅を除く)

次のいずれかに該当する方が居住していること。

- ・65 歳以上の方。(改修工事が完了した年の翌年の 1 月 1 日現在の年齢)
- ・介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている方。
- ・障害者である方。

バリアフリー改修工事の要件

対象の工事期間

- ・平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに完了するもの。

対象となるバリアフリー改修工事費用、内容

- ・次の工事で、補助金等を除く自己負担金額が 30 万円以上のもの。
廊下幅の拡幅 階段の勾配の緩和 浴室の改良 便所の改良
手すりの取り付け 床の段差の解消 引き戸への取替え
床表面の滑り止め化

減額の期間と範囲

改修工事が完了した翌年度分のみ、家屋の固定資産税額が 3 分の 1 減額されます。(ただし、1 戸当り 100 m²分までを限界とします。)

住宅の新築に伴う軽減措置と同時に受けることはできませんのでご了承ください。ただし、バリアフリー改修工事と省エネルギー改修工事を同時に行った場合は、それぞれの税額を 3 分の 1 減額し、合わせて 3 分の 2 が減額となります。

減額を受けるための申告手続きは

申告に必要な書類

1. バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書
2. バリアフリー改修に要した工事費を証する書類
3. バリアフリー改修に補助金を受けている場合は、その補助金交付決定通知書

上記の書類をすべて揃えて、改修工事終了後 3 ヶ月以内に税務課に提出してください。